八潮市試験機関利用補助制度のご案内

この制度は、市内の中小企業者が、新製品・新技術の開発等のために、地方公共団体等が設置する公的試験機関や大学等の研究施設の設備等を使用した際の費用(以下「使用料」という。)や試験機関に測定及び試験を依頼した際の費用（以下「手数料」という。）の一部を補助する制度です。

★対象者（次のすべての要件を満たしている方）

（１）市内に１年以上住所（事業所）を有し、１年以上事業を営んでいる方

（２）納期の到来している市税を完納している方

（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）

★対象試験機関

（１）地方公共団体等が設置する工業技術センター、中小企業センターその他これらに類する公的試験機関

（２）大学及び民間企業に附属する研究施設、その他の試験機関

★補助金の額

使用料又は手数料の**２分の１**以内（１００円未満切捨て）

（ただし、対象試験機関（１）を利用した場合は**上限３万円**
対象試験機関（２）を利用した場合は**上限５万円**）

★募集期間 ⇒ 令和７年４月１日から令和８年３月１０日まで

※期間内に市の予算枠を超えた場合は、その時点で申し込みを終了します。

★手続きの方法 ⇒ 次頁をご覧ください

★申し込み・問い合わせ先

八潮市商工観光課　商工･企業立地係　℡９９６－２１１１(内線４７９)

手 続 き の 方 法

対象試験機関利用

対象試験機関を利用します。（設備の使用や試験等の依頼）
使用料・手数料を支払います。
※領収書を必ずもらってください。

申 請 書 類 用 意

様式は市役所商工観光課の窓口もしくはホームページから
ダウンロードできます。

補 助 金 申 請

下記の書類を揃えて市役所商工観光課へ提出してください。
（＊は指定用紙）

＊①八潮市試験機関利用補助金交付申請書
＊②新製品・技術開発調書
③試験機関の設備使用料又は試験手数料の写し
④履歴事項証明書及び決算報告書の写し（法人）
⑤確定申告書の写し（個人）
＊⑥市税完納証明書
⑦領収書の写し

書 類 審 査

補助金交付決定

市から交付決定通知書を送付します。

補 助 金 請 求

下記の書類を市役所商工観光課へ提出してください。
（＊は指定用紙）
＊①補助金の請求書

補 助 金 の 交 付

指定口座へ振込みます。